

計 画 書

阪神間都市計画道路の変更（尼崎市決定）

都市計画道路中 3.5.622 号庄下橋武庫川橋線を 3.5.622 号庄下橋線、3.5.649 号武庫川橋線に名称を改め、3.5.622 号庄下橋線ほか 8 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3.5.622	庄下橋 線	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	約 200m	地表式	2 車線	12m		
	なお、尼崎市御園町地内に尼崎駅前広場を設ける。										面積 約 5,500 m ²
	3.5.624	大庄友 行線	尼崎市 道意町 5 丁目	尼崎市 武庫之 荘 7 丁 目	尼崎市 稲葉元 町 2 丁 目	約 5,560m	地表式	2 車線	12m	阪神電鉄本線 と立体交差 JR 東海道本線 と立体交差 自動車専用道 路と立体交差 1 箇所 阪急電鉄神戸 線と平面交差 幹線街路と平 面交差 7 箇所	
	3.5.625	昭和通 東富松 線	尼崎市 昭和通 8 丁目	尼崎市 富松町 2 丁目	尼崎市 東七松 町 1 丁 目	約 3,820m	地表式	2 車線	12m	JR 東海道本線 と平面交差 自動車専用道 路と立体交差 1 箇所 阪急電鉄神戸 線と平面交差 幹線街路と平 面交差 3 箇所	

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3.5.626	金楽寺 線	尼崎市 東大物 町 2 丁 目	尼崎市 金楽寺 町 1 丁 目	尼崎市 北大物 町	約 1,970m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平 面交差 3 箇所	
	3.5.628	立花駅 今北線	尼崎市 立花町 4 丁目	尼崎市 水堂町 4 丁目	尼崎市 水堂町 2 丁目	約 1,080m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平 面交差 1 箇所	
	3.5.631	友行野 間線	尼崎市 武庫之 荘 7 丁 目	尼崎市 武庫之 荘本町 3 丁目	尼崎市 武庫之 荘 7 丁 目	約 610m	地表式	2 車線	12m		
	3.5.632	東町開 明線	尼崎市 大物町 2 丁目	尼崎市 開明町 2 丁目	尼崎市 北城内	約 930m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平 面交差 2 箇所	
	3.5.643	都心 3 号線	尼崎市 昭和通 2 丁目	尼崎市 昭和通 2 丁目	尼崎市 昭和通 2 丁目	約 80m	地表式	2 車線	14m		
	3.5.649	武庫川 橋線	尼崎市 北竹谷 町 2 丁 目	尼崎市 大庄西 町 2 丁 目	尼崎市 蓬川町	約 2,070m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平 面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

庄下橋武庫川橋線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、名称を庄下橋線と武庫川橋線に変更する。

また、沿道の土地利用状況をふまえ、一部区間の線形の変更を行う。

大庄友行線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道により確保されていることから、一部区間の幅員の変更を行う。

昭和通東富松線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道により確保されていることから、一部区間の幅員の変更を行う。

金楽寺線は、交差する県決定の阪神国道線の一部区間の幅員変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

立花駅今北線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

友行野間線は、交差する大庄友行線の一部区間の幅員変更に伴い、起点の変更を行う。

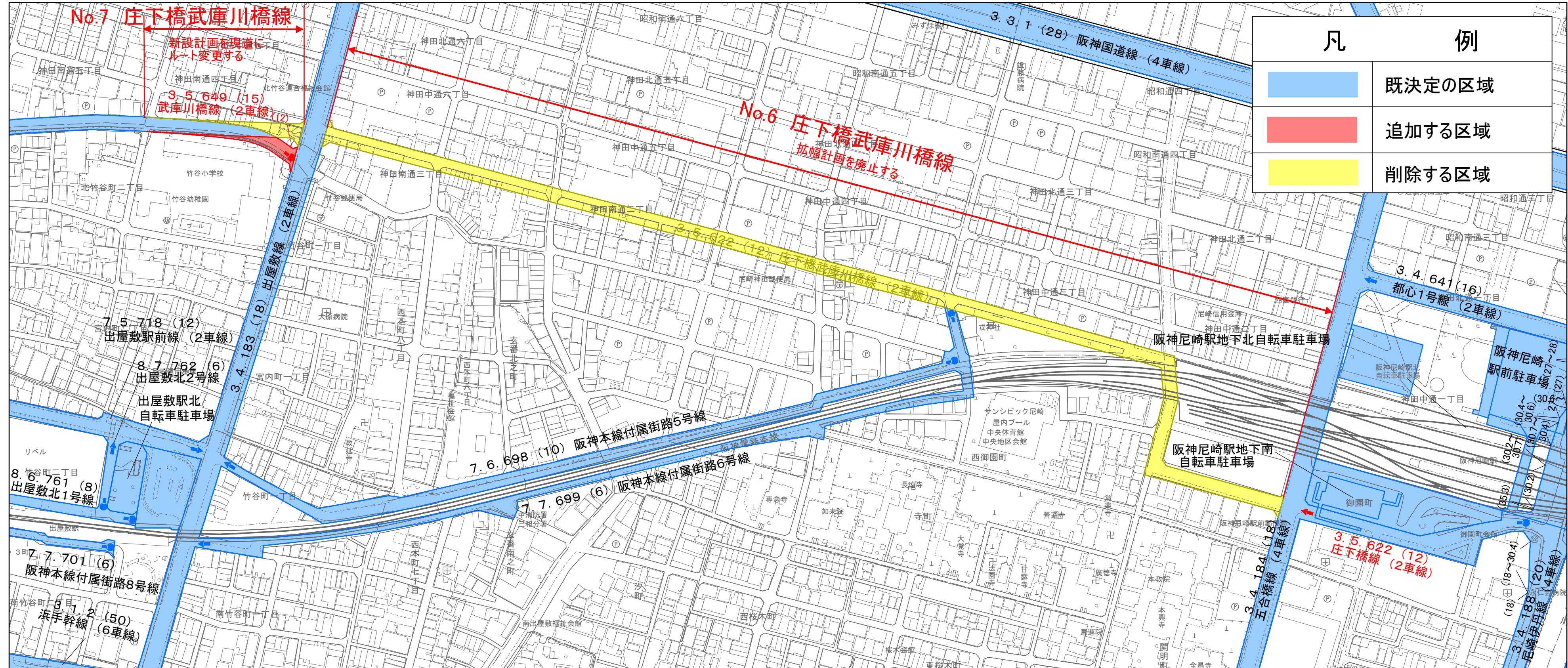
東町開明線は、庄下川付近を東西に接続する路線として、昭和34年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、沿道の土地利用状況をふまえ、一部区間の線形の変更を行う。

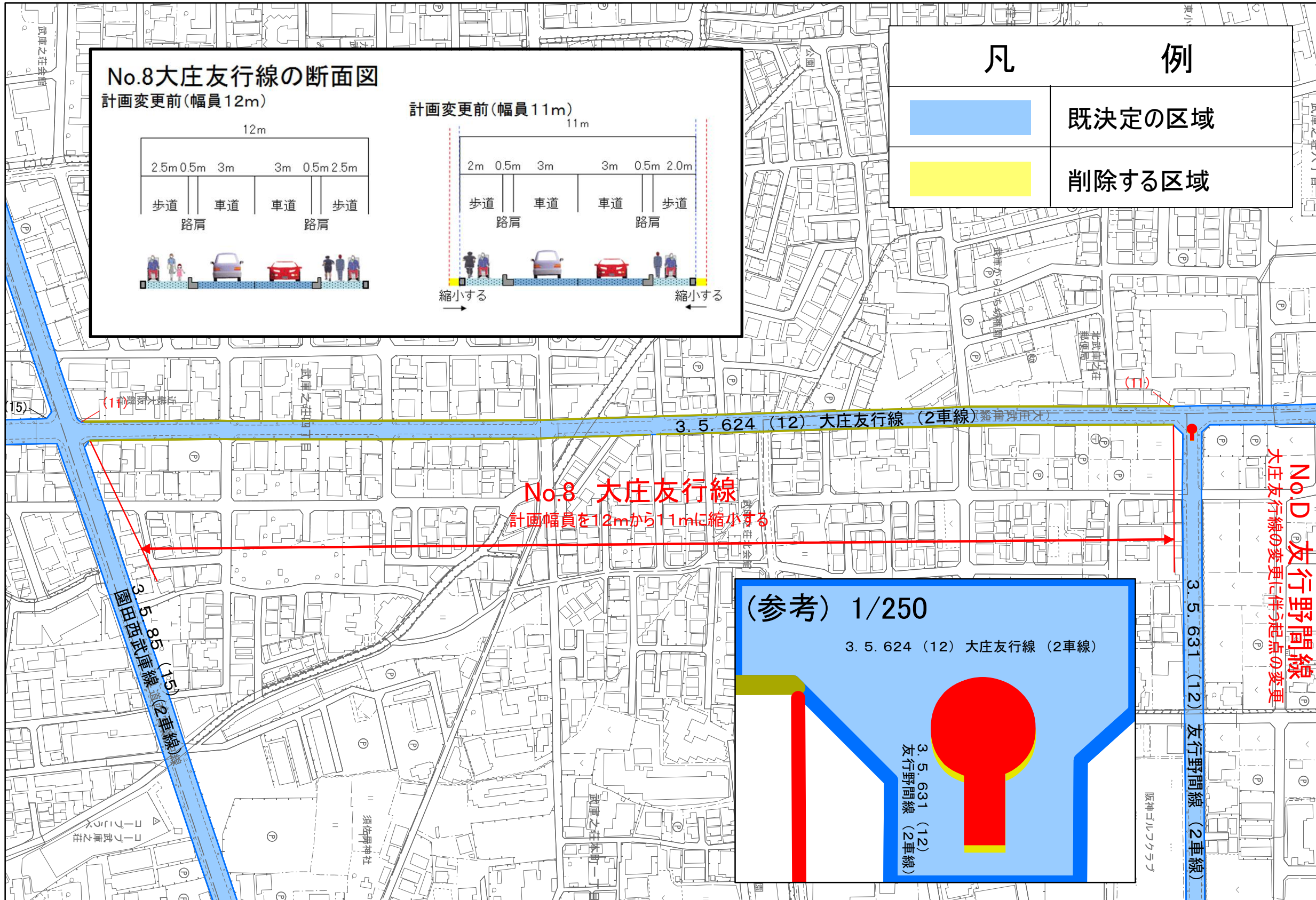
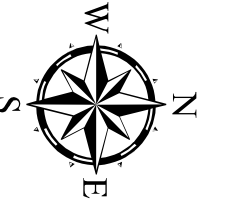
都心3号線は、交差する県決定の阪神国道線の一部区間の幅員変更に伴い、終点の変更を行う。

1/2,500尼崎市都市計画図(市決定)



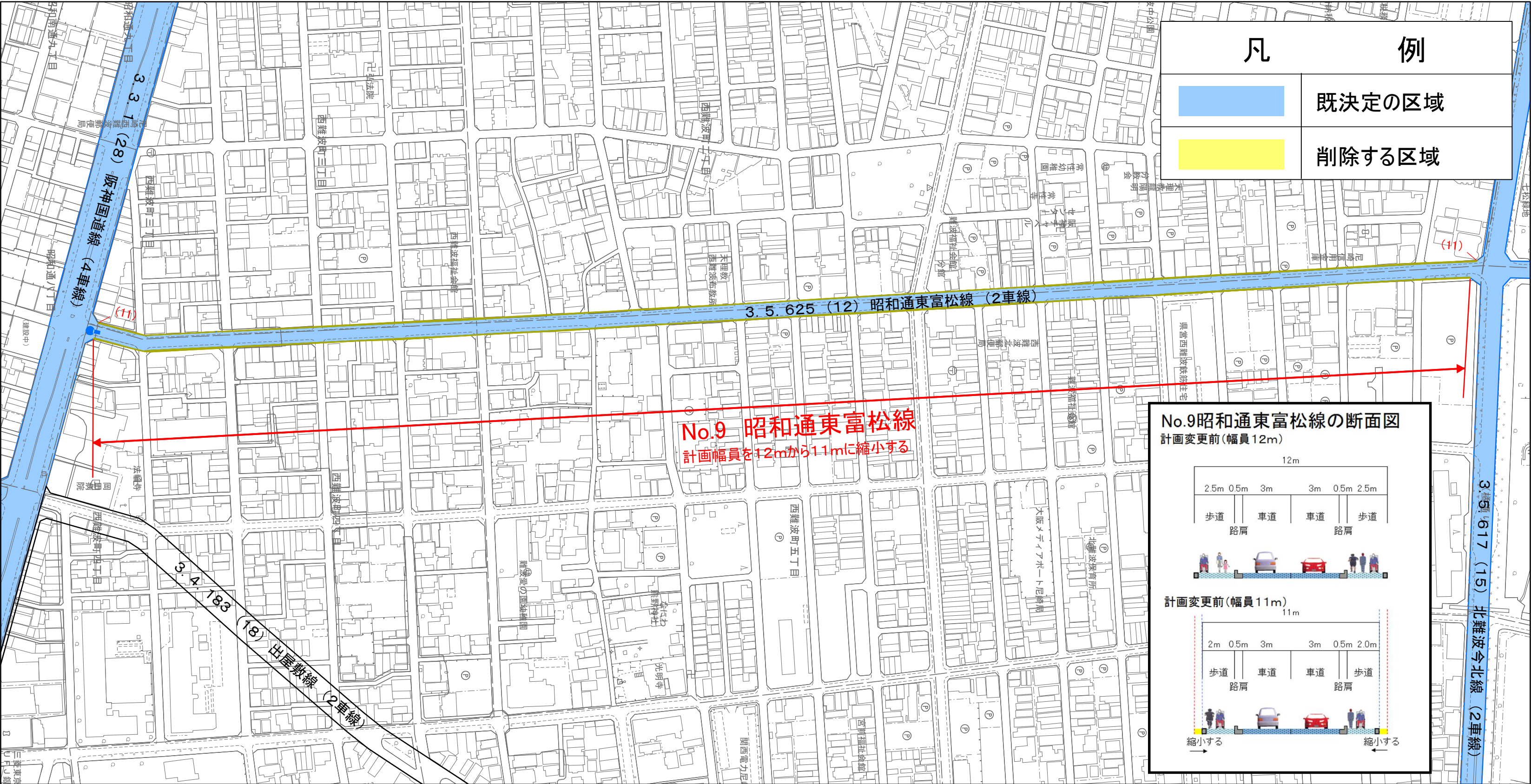
1/2,500尼崎市都市計画図(市決定)

3. 5. 624号 大庄友行線 3. 5. 631号 友行野間線

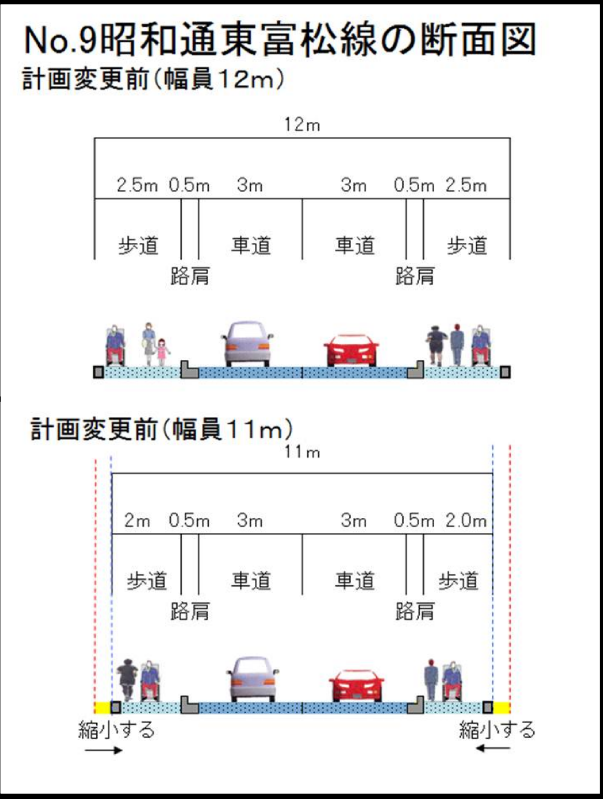


3. 5. 625号 昭和通東富松線

1/2,500尼崎市都市計画図(市決定)



凡	例
	既決定の区域
	削除する区域



3. 5. 632号 東町開明線

1/2,500尼崎市都市計画図(市決定)

